

高額療養費 対応内容

自己負担限度額の変更

平成30年8月より、高額療養費制度における自己負担限度額が下記の通り変更されます。
※下記内容はシステム変更に関する箇所のみ掲載しております。高額療養費制度の詳細は厚労省HPにてご確認ください。

8月より下記の上限額に自動で切り替わります。

<70歳以上の方の上限額>

現役並み/一般		外来(個人ごと)		
		変更前(～平成30年7月診療分)	変更後(平成30年8月～)	適用区分
現 役 並 み	年収 約1,160万円～	57,600円	252,600円+(医療費-842,000)×1%	現役並みⅢ
	年収 約770万円～約1,160万円		167,400円+(医療費-558,000)×1%	現役並みⅡ
	年収 約370万円～約770万円		80,100円+(医療費-267,000)×1%	現役並みⅠ
一般	年収156万～約370万円	14,000円	18,000円	変更なし

※70歳以上現役並みの適用区分は、設定が必要な場合があります。詳細はP.2～3を参照してください。

<公費併用の場合>

公費併用(15)(19)(53)		
70歳以上※	変更前(～平成30年7月診療分)	変更後(平成30年8月～)
	14,000円	18,000円

※75歳到達月は1日誕生日の患者を除き、限度額は半額

所得区分について

自己負担限度額が変更になったことに伴い、患者情報画面 - 【保険付加情報】タブの「所得区分」欄の“IV(一定以上)”が“現役並みⅢ～Ⅰ”に細分化されました。

※お使いの機種により画面が多少異なります。

<～平成30年7月診療分>

所得区分欄
1.設定なし
2.適用区分:ア
3.適用区分:イ
4.適用区分:ウ
5.適用区分:エ
6.適用区分:オ
7.適用区分:IV(一定以上)
8.適用区分:Ⅲ(一般)
9.適用区分:Ⅱ(低所得Ⅱ)
10.適用区分:Ⅰ(低所得Ⅰ)

<平成30年8月診療分～>

所得区分欄
1.設定なし
2.適用区分:ア
3.適用区分:イ
4.適用区分:ウ
5.適用区分:エ
6.適用区分:オ
7.適用区分:現役並みⅢ
8.適用区分:現役並みⅡ
9.適用区分:現役並みⅠ
10.適用区分:一般
11.適用区分:低所得Ⅱ
12.適用区分:低所得Ⅰ

※「適用区分：現役並みⅡ」または「適用区分：現役並みⅠ」に設定した場合は、「発行日」および「期限」に日付を設定してください。

適用区分:現役並みⅠ

発行日 平成 300801

期限 平成 310731



平成30年8月以降、患者情報画面にて、70歳以上の患者さんを新規登録した場合、「所得区分」欄を下記の通り自動設定します。

- ・負担率を3割に設定した場合→「適用区分:現役並みⅢ」
- ・負担率を1割(2割)に設定した場合→「適用区分:一般」



患者情報画面:「所得区分」欄の表示について

「現役並みⅢ」～「現役並みⅠ」に細分化されたことに伴い、患者情報画面の下部にある「所得区分」に下記のように表示します。

所得区分欄	患者情報画面
設定なし	非表示
適用区分:ア	区分:ア
適用区分:イ	区分:イ
適用区分:ウ	区分:ウ
適用区分:エ	区分:エ
適用区分:オ	区分:オ
適用区分:現役並みⅢ	高額現Ⅲ
適用区分:現役並みⅡ	高額現Ⅱ
適用区分:現役並みⅠ	高額現Ⅰ
適用区分:一般	高額一般
適用区分:低所得Ⅱ	高額低Ⅱ
適用区分:低所得Ⅰ	高額低Ⅰ

例) 適用区分:現役並みⅢの場合

所得区分 高額現Ⅲ

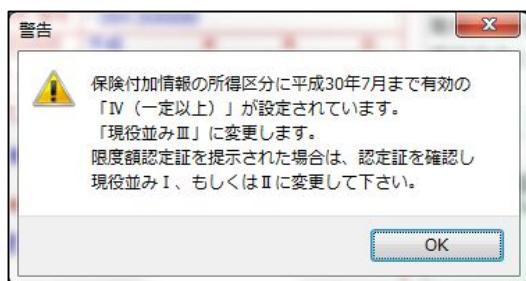
※「摘要区分:ア」～「摘要区分:オ」を選択した場合、患者情報画面には「摘要区分:ア」～「摘要区分:オ」と表示していましたが、今回、「区分:ア」～「区分:オ」に変更しました。



メッセージについて

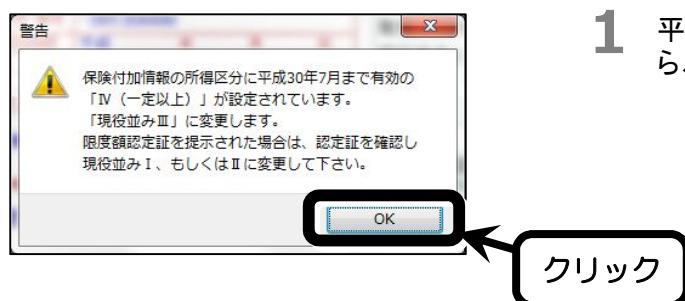
「所得区分」が“IV(一定以上)”に設定されている患者さんを、平成30年8月以降に呼びだした場合、下記の警告メッセージが表示されます。

【OK】をクリックすると、“現役並みⅢ”に自動設定されますので、患者さんの所得区分を確認し、“現役並みⅠ”または“現役並みⅡ”的場合は必ず【保険付加情報】タブ画面にて設定してください。



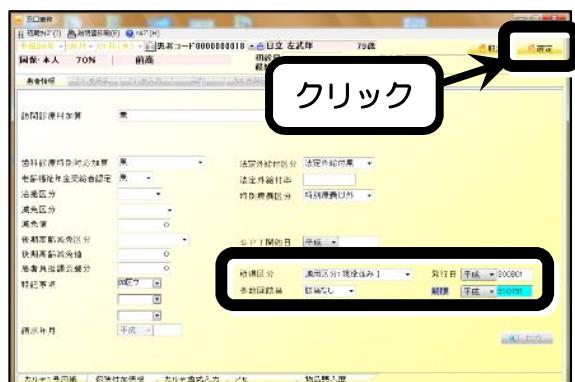
設定手順

例)「適用区分:現役並みⅠ」に設定する場合

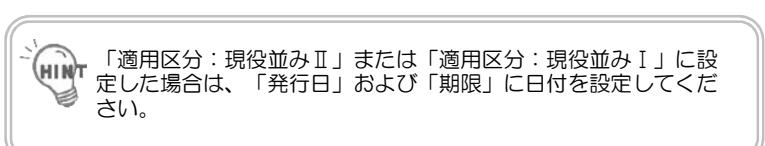


1 平成30年8月以降、左図のメッセージが表示されたら、【OK】をクリックします。

2 患者さんの所得区分を確認後、患者情報画面の【保険付加情報】タブをクリックします。

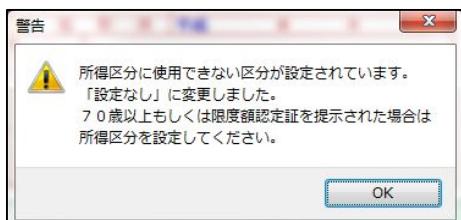


3 「所得区分」欄にて該当の所得区分/発行日/期限を設定後、【確定】をクリックします。



平成27年1月から平成30年7月までの間に来院がない患者さんの場合

平成30年8月以降に患者さんを呼びだすと、下図のメッセージが表示されます。【OK】をクリックすると所得区分が“設定なし”に自動設定されますので、所得区分を確認し、変更してください。



※呼びだしたときに、一般→前期高齢や前期高齢→後期高齢になった場合、左図のメッセージの前に「負担率を入力してください」等の該当のメッセージが表示されます。

特記事項について

平成30年8月以降、「特記事項」欄の印字/表示が下記の通り変更となりました。
※「所得区分」を設定すると、「特記事項」欄に該当の特記事項が自動で表示/印字されます。

<～平成30年7月>

所得区分	特記事項	年齢
設定なし	—	70歳未満
適用区分:ア	26区ア	
適用区分:イ	27区イ	
適用区分:ウ	28区ウ	
適用区分:エ	29区エ	
適用区分:オ	30区オ	
適用区分:IV(一定以上)	17上位	
適用区分:III(一般)	18一般	70歳以上及び公費(51:特定疾患)併用
適用区分:II(低所得 II)	19低所	
適用区分: I(低所得 I)	19低所	

<平成30年8月～>

所得区分	特記事項	年齢
設定なし	—	70歳未満
適用区分:ア	26区ア	
適用区分:イ	27区イ	
適用区分:ウ	28区ウ	
適用区分:エ	29区エ	
適用区分:オ	30区オ	
適用区分:現役並みⅢ	26区ア	
適用区分:現役並みⅡ	27区イ	70歳以上
適用区分:現役並みⅠ	28区ウ	
適用区分:一般	29区エ	
適用区分:低所得 II	30区オ	
適用区分:低所得 I	30区オ	

例) 70歳で所得区分が“現役並み I ”の場合、「特記事項」欄に自動で「28区ウ」と印字/表示されます。

